

議案第97号

福岡市火災予防条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成28年2月24日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正に伴い、対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離の基準を改める必要があるによる。

福岡市火災予防条例の一部を改正する条例

福岡市火災予防条例（昭和37年福岡市条例第28号）の一部を次のように改正する。

別表第3中「ドロップイン式こんろ・キャビネット型グリル付こんろ」を「組込型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ、キャビネット型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ」に、「卓上型グリル付こんろ」を「グリル付こんろ・グリドル付こんろ」に、

		不燃	2 kW以下	0 注7	0 注7	- 注7	0 注7	
電気 こんろ	電気	不燃以外	4.8kW以下（1口当たり2kWを超え3kW以下）	100	2	2	2	
				-	20 注8	-	20 注8	
		不燃以外	4.8kW以下（1口当たり1kWを超え2kW以下）	100	2	2	2	
				-	15 注8	-	15 注8	
		不燃以外	4.8kW以下（1口当たり1kW以下）	100	2	2	2	
				-	10 注8	-	10 注8	
不燃	4.8kW以下（1口当たり3kW以下）	80	0	-	0			
		-	0 注8	-	0 注8			
電気 レンジ	電気	不燃以外	4.8kW以下（1口当たり2kWを超え3kW以下）	100	2	2	2	
				-	20 注8	-	20 注8	
				-	10 注9	-	10 注9	
		不燃以外	4.8kW以下（1口当たり1kWを超え2kW以下）	100	2	2	2	
				-	15 注8	-	15 注8	
				-	10 注9	-	10 注9	
		不燃以外	4.8kW以下（1口当たり1kW以下）	100	2	2	2	
				-	10 注8	-	10 注8	
		不燃	4.8kW以下（1口当たり3kW以下）	80	0	-	0	
				-	0 注8	-	0 注8	
電磁誘導加熱式調理器	電気	不燃以外	こんろ形態のもの	4.8kW以下（1口当たり3kW以下）	100	2	2	2
					-	10 注8	-	10 注8
		不燃	こんろ形態のもの	4.8kW以下（1口当たり3kW以下）	80	0	-	0
					-	0 注8	-	0 注8

を

電気調理用機器	電気	不燃以外	電気こ ろ，電気 レンジ， 電磁誘導 加熱式調 理器（こ んろ形態 のものに 限る。）	こんろ部分 の全部又は 一部が電磁 誘導加熱式 調理器でないもの	2 kW以下	0 注7	0 注7	－ 注7	0 注7
					4.8kW以下（1口当 たり2 kWを超え3 kW 以下）	100	2	2	2
						－	20 注8	－	20 注8
						－	10 注9	－	10 注9
					4.8kW以下（1口当 たり1 kWを超え2 kW 以下）	100	2	2	2
						－	15 注8	－	15 注8
		－	10 注9	－		10 注9			
		4.8kW以下（1口当 たり1 kW以下）	100	2	2	2			
			－	10 注8 注9	－	10 注8 注9			
		こんろ部分 の全部が電 磁誘導加熱 式調理器の もの	5.8kW以下（1口当 たり3.3kW以下）	100	2	2	2		
				－	10 注9	－	10 注9		
		不燃	電気こ ろ，電気 レンジ， 電磁誘導 加熱式調 理器（こ んろ形態 のものに 限る。）	こんろ部分 の全部又は 一部が電磁 誘導加熱式 調理器でないもの	4.8kW以下（1口当 たり3 kW以下）	80	0	－	0
						－	0 注8 注9	－	0 注8 注9
					5.8kW以下（1口当 たり3.3kW以下）	80	0	－	0
－	0 注9					－	0 注9		

に改め、「機器本体上方の側方又は後方の離隔距離（）」の次に「こんろ部分が電磁誘導加熱式調理器でない場合における」を加え、「電気レンジで」を「機器本体上方の側方又は後方の離隔距離（）」に、「の本体上方の側方又は後方の離隔距離（）」を「における」に改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。